

福島県環境基本計画の改定について

令和2年3月24日

生活環境総務課

1 計画の位置付けと新計画策定について

- 生活環境部では、「福島県環境基本条例」に基づき、「福島県環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」を定め、環境の保全・回復に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところ。
- 環境基本計画は、本県の最上位計画である福島県総合計画「ふくしま新生プラン（以下、「総合計画」という。）」の目標を環境面から実現するための計画として位置付けられている。
- 総合計画について、計画期間の終期が令和2年度であることから、県は、新たな計画の策定に向けて、現在、検討を行っているところ。
- 環境基本計画についても、計画期間を令和2年度までとしていることから、新しい総合計画の理念や目標を共有しながら、進捗状況等について総点検を行った上で、新たな計画を策定することとしたい。

2 計画の改定にあたっての視点について

総合計画の策定作業が進められていることや、環境回復・保全に関する状況が変化していることなどを踏まえて、施策や環境指標の見直しを行う必要がある。

① 国際的・全国的な社会情勢等

- ・SDGsの達成に向けた取組の活性化
- ・パリ協定の目標達成に向けた対応の本格化
- ・気候変動適応法の施行（平成30年12月）
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年10月）
- ・海洋プラスチックごみ問題の顕在化
- ・レジ袋有料化義務付け（令和2年7月～）
- ・国の第5次環境基本計画における「地域循環共生圏」の概念の構築 など

② 本県の状況

- ・除染特別地域、汚染状況重点調査地域の面的除染終了（～平成30年3月）
- ・中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の輸送に一定の見通し
(輸送の概ね完了：令和3年度)
- ・特定復興再生拠点区域整備の進展
- ・福島第二原子力発電所の廃炉が決定（令和元年9月）
- ・令和元年東日本台風等による災害廃棄物処理への対応
- ・福島県海岸漂着物対策推進地域計画の策定（令和元年5月）
- ・野生鳥獣の生息数の増加と生息域の拡大
- ・ふくしまグリーン復興構想の策定（平成31年4月）
- ・猪苗代湖のCOD上昇など水質変動 など

3 計画期間について

総合計画との整合性を図り、令和3年度から10年間とする。

4 今後のスケジュールについて

裏面のとおり。

環境基本計画審議スケジュール

令和2年3月
生活環境総務課

		令和元年度		令和2年度											
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会・部会	環境審議会全体会		第1回全体会 (3/24)								第2回全体会			第3回全体会	
	環境審議会第一部会			第1回部会			第2回部会						第3回部会		
内容	諮問・今後の進め方・ 点検結果(現計画期間 の成果・課題)		審議					素案審議			中間整理案審議			答申案検討	
	施策体系・基本姿勢等			審議											答申案審議、答申
	施策・指標・基本目 標・将来像・計画概要 図等								審議						
参考	総合計画策定スケ ジュール (総合計画審議会)	中間報 告(基 本目標、 柱等)					中間整理 案審議 (主要施 策、指標 等)			答申案 審議	答申	12月 議会へ 提案			

(部会担当分野) 第1部会：環境政策及び循環型社会推進等に関すること 第2部会：廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること

平成25年3月策定（平成29年3月改定）
 現行「福島県環境基本計画」の構成

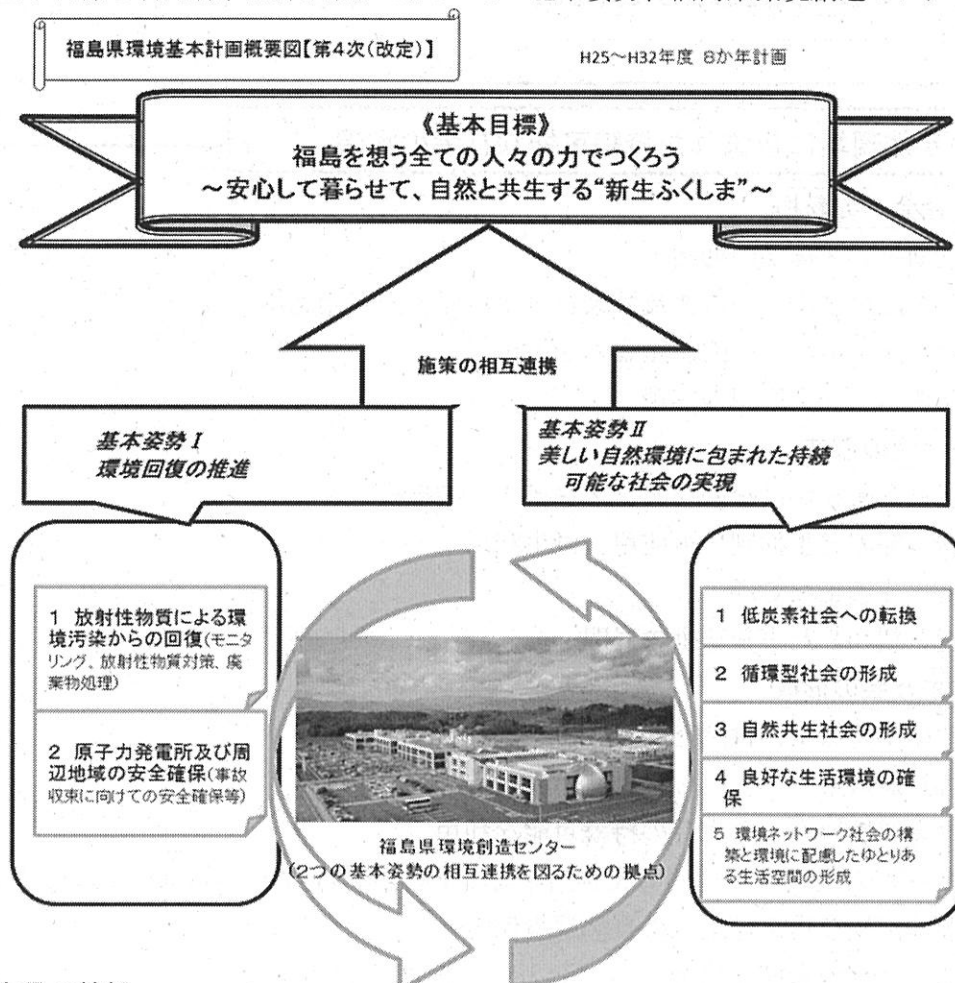
福島県環境基本計画の構成

第1章 はじめに

計画改定の趣旨、計画の性格、計画の期間

第2章 基本目標と基本姿勢

計画の基本目標と将来像、施策展開に当たっての基本姿勢、福島県環境創造センターの役割



第3章 本県の特徴

県土の特徴、社会的特徴

第4章 施策の体系と展開

施策体系、施策の展開

第5章 各主体の役割

行政の役割、事業者・県民・福島を想う全ての人々に期待される役割

第6章 計画の推進と進行管理

計画の推進と普及、計画の進行管理

福島県環境基本計画の施策体系

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

- (1) 環境放射線モニタリングの実施
- (2) 除染等の推進
- (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

- (1) 温室効果ガス排出の抑制
- (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
- (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
- (4) 福島新エネ社会構想の実現

2 循環型社会の形成

- (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用
- (3) 廃棄物の適正な処理
- (4) 環境と調和した事業活動の展開

3 自然共生社会の形成

- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい
- (2) 有害鳥獣対策
- (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用
- (4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全
- (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全
- (6) 猪苗代湖等の水環境保全

4 良好な生活環境の確保

- (1) 大気、水、土壌等の環境保全対策
- (2) 化学物質の適正管理等
- (3) 公害紛争等の対応
- (4) 大規模な開発行為への対応

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

- (1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
- (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (3) 情報の収集・提供と発信